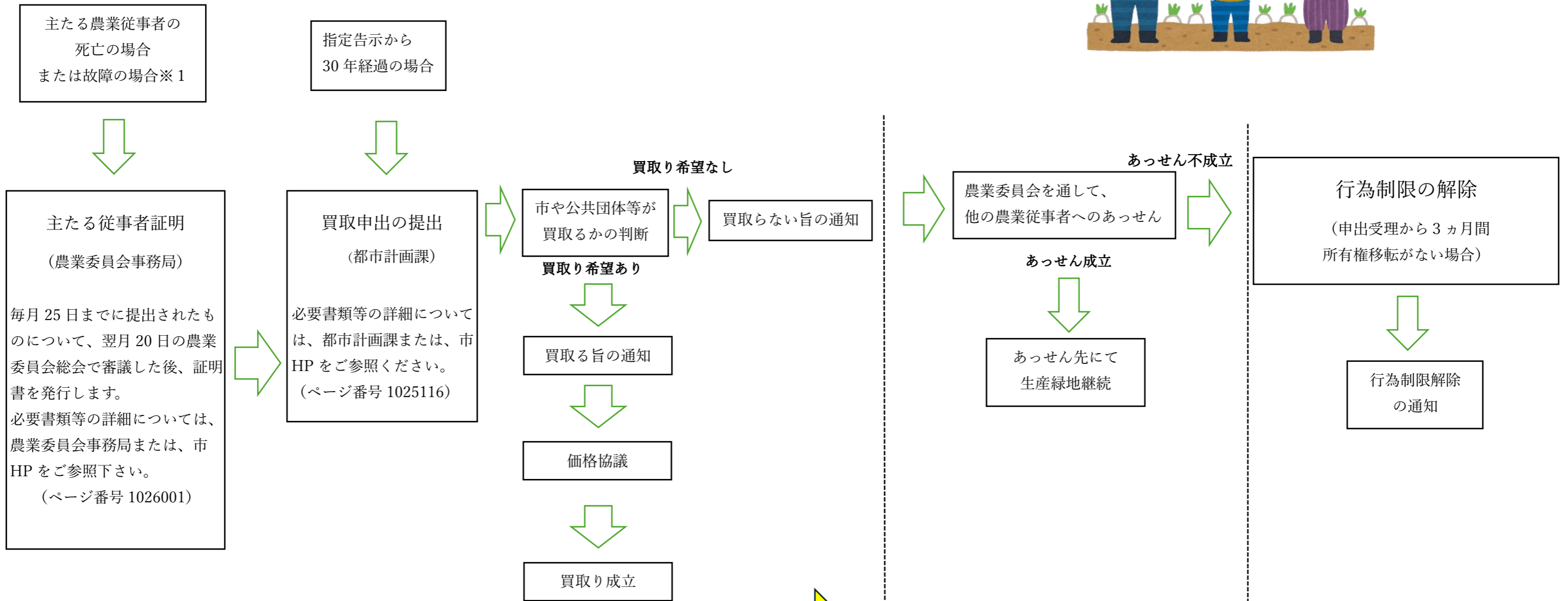


●買取申出の主な流れ



※1
 主たる農業従事者の故障の認定（都市計画課）
 故障の認定については、医師の診断書や故障認定に係るヒアリング等を踏まえ、個別の事例ごとの判断となります。
 故障認定を事由とした、買取申出をお考えの方は、必ず、都市計画課または、農業委員会事務局へ事前相談をお願いします。

買取申出から1ヵ月以内

買取申出から3ヵ月（肥培管理必要）

●都市企画部 都市計画課
 （市役所3階 042-312-8664（直通））
 ●農業委員会事務局（市民部 経済課）
 （市役所1階 042-312-8612（直通））